

平成30年度三木町農業委員会  
8月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会  
8月定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 平成30年8月20日  
(会議時間) 13:30～15:50  
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数16名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博(欠席)
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番		15番	鎌倉 博之
6番	溝淵 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄(欠席)	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長
7. 亀井正則主査

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地改良届について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 青年等就農計画認定申請について

(4) 農業経営改善計画認定申請について

## 事務局

それでは、8月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等29件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、松田委員、井戸委員です。定例会議事録署名委員につきましては、入倉委員と多田委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

## 会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が7件と報告案件が3件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と青年等就農計画認定申請と業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字上所 1筆 875㎡  
地目：田1筆  
譲渡理由：高齢化  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：池戸字四角寺 1筆 310㎡  
地目：畑1筆  
譲渡理由：相手方の要望  
譲受理由：親族間での売買  
権利：所有権移転売買

番号3 申請地：井上字池上 8筆 4,803㎡  
地目：田5筆、畑3筆  
譲渡理由：子への贈与  
譲受理由：親より受贈  
権利：所有権移転贈与

番号4 申請地：井上字北地 3筆 3,653㎡  
地目：田3筆  
譲渡理由：農業廃止  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号5 申請地：田中字天枝 1筆 935㎡  
地目：田1筆  
譲渡理由：労力不足  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号6 申請地：氷上字宮下 1筆 116㎡  
地目：田1筆  
譲渡理由：耕作不便  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転贈与

番号7 申請地：下高岡字鳥打 2筆 908㎡  
地目：田2筆  
譲渡理由：高齢化  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号8 申請地：井戸字公文明 4筆 3,971㎡  
地目：田4筆  
譲渡理由：労力不足  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、親族である譲受人の要望での所有権移転売買です。

番号3について説明します。

番号3については、親から子への贈与になります。下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号5について説明します。

番号5については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号6について説明します。

番号6については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号7について説明します。

番号7については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号8について説明します。

番号8については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

#### 1 8 番委員

番号1については、譲渡人が高齢で田んぼができないということで、隣の田んぼをしている譲受人に譲るといことです。

番号2については、地区担当として、条件を満たしておらず通らないと申請者には伝えておりました。譲受人が下限面積を満たしておりませんので。

番号3については、親子間での所有権移転の贈与です。

番号4については、地区担当としては、だめだということで指導しておりましたが、というのが過去に2回農地を買いまして、耕作せずすぐユンボやブルドーザーをいれて押しまくる。3年3作を全然やらずに、次から次に田んぼを買っていつているので、どれが本気ということで、指導しておりました。まあ、譲渡人の事情もあるのかもしれませんが、そういう形で少し厳しい内容です。もし通すのであれば、事務局からきつい指導をお願いしたいと思う案件です。

#### 4 番委員

番号5について、譲渡人が体調を崩しているため、譲受人が引き受けてくれるということで、特に問題はないと思います。

#### 1 3 番委員

番号6について、譲渡人にとって耕作不便であり、譲受人と話がまとまったもので、特に問題はないと思います。

#### 1 4 番委員

番号7について、譲渡人は町外在住でこちらには家もありません。長い間耕作せずにいましたが、隣接農地を耕作している譲受人が耕作するという事です。

事務局

番号8について、譲渡人は高齢であることもあり、農地を手放したいと検討していた際に、隣接農地を所有し耕作している譲受人と話がまとまったものです。今現在も耕作されており、引き続き田んぼとして譲受人が隣接農地と合わせ耕作されること確実と思われるため、問題ないものと思われます。

会長

ありがとうございました。4番について補足説明させていただきます。譲渡人から委任を受けている行政書士が、私のところに持ってきました。内容も聞きました。農機具はありますかと確認すると、ありますと。農業はするんですかと尋ねると、やりますという答えが返ってきたので、私の方は了承させていただいたものです。しないことが前提ではなく、するということが前提です。ただし、何かありましたら、次の申請については、決めていかないといけないと思っております。そ

れと、2番については、事務局どうなっているのですか。

事務局

番号2については、下限面積の関係なのですが、同時に利用権設定が提出されております。その面積とあわせて40aを満たすように申請するとうかがってございました。

18番委員

無茶いうたらいかんです。土地も持っていないし、3000㎡いうたってトラクターも何にもない。農機具もない人に40aは無理があります。また、この土地自体、期限が切れましたが、利用権設定がされており、今作付けされている分について、いつまでするという話もされていません。

事務局

先程の話にあったとおり、利用権設定の書類が提出されたのが、たまたま期限が切れたため提出されたということで、実際、譲受人が作る、作りたいと思っていなく、作る見込みがないということで、そもそも下限面積を満たさない、そして、申請地につきましても、耕作できる見込みがないという判断で諮っていただければと思います。

12番委員

今、副会長から話が出たんですけど、この3条申請であげる場合に、現実はどういう関係者で同意しているかという調べはするのですよ。そのうえで、申請があがってきたものについては、関係者にこういうことだという話をしておかないと、関係者抜きにして、いきなり、出てきたら受け付けましたというのは、どうなんですか。

事務局

このたび、委任されている行政書士から話を聞いている限りでは、地元農業委員にいったん署名はいただいたんですが、その後難色を示されたということで、一度会で諮っていただいたうえで結論だと、その結果却下となったとしても構わないので、会に諮ってください、ということでした。

18番委員

行政書士と私との話では、申請しないということになっていました。それをここにあげてくるということは、その行政書士の姿勢が問われます。

12番委員

申請しないという話になっていたんですか。

18番委員

はい。それを私に内緒であげて。こうやって出てくるんですから、その行政書士はいったい何を考えているのかと思います。

4番委員

これは、事務局おかしいです。地元農業委員が納得していないのに、会に諮ってもらおうというの  
は。

事務局

事前に、ご相談すべき案件だったと思います。

12番委員

どうですか、この案件。審議案件として出ていますが。

会長

事務局とすれば、書類も出来ておれば受け付けない、というわけにはいかない。出てくれば審議  
して可決か否決かをしないとイケない。その意味では、出すのは出しても。

18番委員

その前段階で、私と行政書士の話でできないということになっていました。それを出してくると  
いうことは、私と行政書士の関係の話で。

会長

それは、あなたと行政書士とのお話でしないとイケない。ただ、出てきた状況で判断をしないと  
イケない。

18番委員

審議して、却下してください。

12番委員

確認の判は押していないということですか。

18番委員

一度押しました。その後、だめだということで話をしました。そしたら、わかりましたというこ  
とでした。だから、その判があるから出してきたのでしょうか。

会長

わからないと思ったのでしょうか。

18番委員

書類を返してもらえばよかった。

会長

この議題につきましては、いろいろ手違いがございまして、これからもいろいろとこういった行  
政書士さんとの間、そういった分につきましては、きめ細かいコミュニケーションをとっていかな



ければならないと思います。もう1つ番号4についてですが、田を売りたい、買いたい、また、農機具はあるということですので、田んぼをすると約束しないのであればいけないですが、正式な書類として上程されてますので、見守って、処理していくことが大事じゃないかと私は思います。

18番委員

番号4の譲受人の姿勢はどうなんですか。

事務局

過去に購入された農地の耕作状況の確認は行っております。一部分につきましては、農地造成という形で土の入れ替え等をしている現場が見受けられました。他の農地につきましては、今稲が植わっている状態でした。

18番委員

造成しているところは、改良届は出ていますか。

事務局

造成しているところにつきましては、改良届を出すよう指導していますが、提出はされておられません。

18番委員

18,000㎡もあってトラクター1台くらいしか持っていないと思うけど、どうやって田んぼするのか。

事務局

書類上は、トラクター2台とコンバインと田植え機となっております。

会長

この番号4におきましては、また事務局で農地がどうなっているかということの後で、確認していただき、その状況で、我々農業委員会としてどう動くかという形で、やっていきたいと思います。それでは、3条の中におきまして、番号2はいろいろありまして難しいと思います。番号2以外につきましては、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。それでは、番号2については、手続不備がありますので、上程はされていますが、不許可としたいと思います。賛成される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。それでは、番号2につきましては、不許可とします。  
それでは、番号2については、手続不備がありますので、上程はされていますが、不許可としたい  
と思います。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、  
農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字池上 1筆 130㎡  
地目：畑1筆  
現況：雑種地1筆  
目的：資材置場  
造成時期：平成4年頃から

番号2 申請地：田中字下穴田 1筆 687㎡  
地目：畑1筆  
現況：畑1筆  
目的：太陽光発電設備  
併用地：雑種地 138㎡

番号3 申請地：田中字上田中 5筆 413㎡  
地目：田5筆  
現況：宅地5筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地等 739.17㎡  
造成時期：昭和43年頃から

番号4 申請地：田中字宮下 1筆 393㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：農業用倉庫平屋建 1棟 210㎡

番号5 申請地：氷上字重元 2筆 227㎡  
地目：畑2筆  
現況：宅地2筆  
目的：農業用倉庫平屋建 1棟 142.24㎡  
併用地：宅地 762.89㎡

造成時期：昭和60年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。こちらにつきましては、後ほどの5条申請におきまして、一体の利用となっております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

番号5は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字北地 1筆 23㎡

地目：田1筆

現況：宅地1筆

目的：宅地拡張

権利の種類：所有権移転売買

併用地：宅地 360.49㎡

造成時期：昭和40年頃から

番号2 申請地：池戸字鍋淵 1筆 307㎡

地目：田1筆

現況：雑種地1筆

目的：住宅2階建 1棟 104.13㎡

権利の種類：使用貸借権設定

造成時期：平成26年頃から

- 番号3 申請地：池戸字大塚 1筆 280㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：住宅平屋建 1棟 57.76㎡  
物置 1棟 8.73㎡  
権利の種類：所有権移転贈与  
併用地：宅地等94.28㎡
- 番号4 申請地：田中字中免 1筆 1,350㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：分譲住宅2階建 6棟 402.42㎡  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：宅地440㎡
- 番号5 申請地：田中字上田中 2筆 44.04㎡  
地目：田2筆  
現況：田2筆  
目的：宅地拡張  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：宅地等 1,108.13㎡  
造成時期：昭和60年頃から
- 番号6 申請地：田中字石塚 1筆 233㎡  
地目：田1筆  
現況：宅地1筆  
目的：宅地拡張  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：宅地 463.63㎡  
造成時期：昭和40年頃から
- 番号7 申請地：田中字東石塚 2筆 515㎡  
地目：畑1筆、宅地1筆  
現況：畑2筆  
目的：事務所 1棟 26.09㎡  
倉庫 1棟 108㎡  
権利の種類：所有権移転売買
- 番号8 申請地：氷上字東ツフロ木 2筆 498㎡  
地目：田2筆

現況：田2筆  
目的：事務所店舗兼住宅 1棟 52.99㎡  
権利の種類：所有権移転売買

番号9 申請地：氷上字東青岸 1筆 497㎡  
地目：畑1筆  
現況：畑1筆  
目的：住宅2階建 1棟 83.90㎡  
車庫 1棟 31.22㎡  
権利の種類：所有権移転売買

番号10 申請地：氷上字前田池 1筆 354㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：住宅2階建 1棟 71.05㎡  
車庫 1棟 13.50㎡  
権利の種類：使用貸借権設定

番号11 申請地：下高岡字川原井 1筆 80㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：駐車場  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：宅地 550.72㎡

番号12 申請地：井戸字熊田 1筆 424㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：住宅2階建 1棟 98.46㎡  
権利の種類：所有権移転売買

番号13 申請地：井戸字熊田 1筆 282㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：資材置場  
権利の種類：所有権移転売買

番号14 申請地：井戸字公文明 2筆 1,638㎡  
地目：田2筆  
現況：田2筆

目 的：貸駐車場  
権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。なお、議案第2号番号3と関連している案件です。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号9について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号10について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号11について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号12について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号13について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号14について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いします。

2番委員

それでは、現地調査の報告を行います。8月分の農地法関連の申請について去る、平成30年8月10日(金)の午前8時30分から4条申請5件、5条申請14件、計画変更申請1件につきまして、脇会長、高尾職務代理者、多田委員、佐竹委員(当番委員)、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請番号1、3、5、5条申請番号1、2、5、6です。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いします。

18番委員

4条申請番号1について、地図を見ていただければ、三木インター入口の信号のちょっと北側で、

赤く囲まれたところですが、斜面になっており、ここだけが譲渡人の所有地で、一見畑のようなんですが、一時期、資材を置いて、税務課から雑種地課税され、今回きちんと転用しようということで申請に至った案件です。

#### 事務局

4条申請番号2について、担当農業委員欠席により、事務局より説明します。申請地におきましては、申請者所有農地からこの1筆のみ離れた位置にありまして、長年耕作されていませんでした。このたび、太陽光発電設備の設置の計画に至ったものです。併用地となる雑種地につきましては、太陽光パネルを設置するための進入路及び排水路として使うということで、隣接地の所有者にも同意を得ております。長年耕作されていなかったこともあり、今回の計画で、太陽光パネルが設置されたとしても、隣接農地への影響等は軽微なものと思われまます。

#### 6番委員

4条申請番号3について、5条申請番号5と連動しておりまして、非常に申し訳ないような、はっきり言えば無断転用で家が建っているわけです。申請地は平成21年11月13日に土地売買により申請人が所有者となり、境界は現況のコンクリート擁壁であると考えていましたが、親が所有している宅地の進入路や倉庫、物置が建築されている土地が農地であることが判明したわけです。建物、敷地全体を測量した結果、申請地の境界が現況のコンクリート擁壁より北であったため、農地の無断転用であることが判明したわけです。この分につきましても、農地法第4条の番号2で、太陽光発電の申請の時に発覚したわけです。関連のある無断転用で、私が幼い時には母屋と納屋しかなかったのが、次々と家が建ち東に西に家が建ったわけで、完全な無断転用であったわけですが、始末書が添付されているということで、ご審議のほどよろしくお願ひします。

4条申請番号4についてですが、申請人の息子さんが今度農業をする時のために、農機具用の倉庫を建てるということで、特に排水等の問題はあります。

#### 3番委員

4条申請番号5について、申請人のお父さんが今から30年程前に農業用倉庫を勝手に建てたわけで、今回田中北部のほ場整備地区内になりまして、どうしても転用しなければならないということで、今回の申請になりました。その他、問題はあります。

#### 18番委員

5条申請番号1について、三木インターの手前の東側にいったところの南側に道路がありますが、それからちょっと下がったところにある譲受人の土地ですが、屋敷の前を石垣を作るときに下の田んぼと多少凸凹があったので、それをまっすぐにしたと、その面積が23㎡ということで、今回譲渡人と譲受人の間で話がまとまって、無断の是正の申請となっています。

5条申請番号2について、これは、池戸地区で大宮神社の東側になりますが、現在団地が6、7軒ありますが、その東側で、ほ場整備した時に非農地協議を行っていたところで、ここに子どもの家を建てるということで申請されています。

#### 12番委員



5条申請番号3について、池戸の大塚という地区で、譲渡人と譲受人の関係は叔父甥の親族関係ということです。それで、贈与という形でお願いしたということで、特に問題はありません。

#### 事務局

5条申請番号4について、担当農業委員欠席により、事務局より説明します。申請者は町外在住で、三木町には誰も住んでいないため、家も壊し更地の状態となっています。この宅地とあわせて分譲住宅6棟の建設予定となっています。また、建設に際しまして、地元等の調整が難航していたと聞いておりますが、このたび、申請地の東側の道を広げ水路も付け替えるという形で地元調整も了したと聞いております。申請地につきましても、現在耕作等は行われておらず、周辺農地の影響等につきましても、適切な処理を行って造成すると聞いておりまして、特段問題ないものと思われまます。

#### 6番委員

5条申請番号5について、譲渡人から譲受人に平成21年に土地の売買をしましたが、その際、先ほども申したとおり、境界より北だったため、農地が無断転用であったことが発覚したわけで、これは子どもの住宅の宅地拡張した時に、農地を宅地化した時に分かったということです。特に問題はありません。

5条申請番号6について、土地、建物購入後に調査を行った結果、隣接する農地が住宅であることが判明して、今回の申請になったものです。譲渡人の親の代に農地を無断転用して宅地にしていたものです。

5条申請番号7について、譲渡人は県外在住で、以前は宅地と畑があったようで、今回譲受人の事務所や倉庫が建つということですが、隣接住宅者も同意しており、特に問題はないと思います。

#### 13番委員

5条申請番号8について、譲受人は車の販売、事務所店舗、2階が住宅ということで、3分の1が今回の申請地です。将来的には、譲受人が1枚全部を買い取っていく予定です。特に問題はないと思います。

5条申請番号9について、譲渡人の元屋敷から畑に戻して、畑から譲受人が購入し住宅を建てるということで、これも特に問題はないと思います。

5条申請番号10について、譲受人は娘婿で、親の近くに家を建てるということで特に問題はないと思います。

#### 2番委員

5条申請番号11について、譲受人は陶芸教室を行っておりますが、来客用の駐車場がなく、来客が多くなり、駐車場がないということで、隣に隣接している譲渡人の農地を駐車場として利用したいということです。周りを住宅に囲まれた狭い田んぼで、排水等も特に問題はないと思います。

#### 1番委員

5条申請番号12、13について、譲渡人は県外に住んでおり、これまでは近所の方が耕作しておりましたが、その方がもう耕作できないということで、近くで事業を行っている譲受人が住宅と

資材置場ということで話がまとまったものです。

事務局

5条申請番号14について、担当委員が欠席のため事務局が説明します。譲受人は事業を行っている会社の役員で、貸駐車場ということで、会社が使う駐車場して貸出す計画となっています。申請につきましては、南側を長尾街道に面しており、両隣は住宅、北側を琴電の線路に接しています。周囲の農地からは分断されるような位置にあります。現在会社で使用している車を止める計画で、規模も妥当であると思われます。周囲の農地に与える影響も軽微のため、また、利便性の良いこの農地を選択することは致し方ないものと思われます。

会長

ありがとうございました。何か、質問等ある委員の方がいれば挙手等お願いいたします。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：池戸 450㎡

地 目：畑

変更前：共同住宅、物置

変更後：資材置場

番号1について説明します。

申請地は昭和61年4月26日付けで、従業員の共同住宅及び物置として転用許可を得た農地です。このたび、計画が変わったため、計画変更の申請がされたものです。変更後の計画として、資材置場用地として利用する計画です。申請地につきましては、造成が行われておりますが、建物棟は建っておらず、また、現状のまま資材置場として使用する計画となっております。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 4, 479. 47㎡  
地 目：田、畑  
目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、申請人が平成2年に相続した農地になります。申請地は、周囲を山林に囲まれており、耕作が困難であり、何とか維持管理をに努めていたましたが、急傾斜地であることもあり、維持管理も難しく、次第に周囲に取り込まれる形で、山林化したものです。また、農地への復元も見込めないため、非農地の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

添付の地図を見ますと、申請地が離れているようですが、申請地に挟まれた部分は所有者が違うのですか。

事務局

申請地に挟まれている土地についても所有者は同じ方になります。ただ、挟まれている部分については、地目が山林であるため、今回の申請地には含まれていません。そのため、申請地が離れている状態になっています。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が17件、再設定が3件で合計20件になります。総設定面積は52,643㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は11件で、総設定面積27,933㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

質問ではありませんが、一ついいですか。農道等を汚して近隣から苦情が聞こえてくる担い手がありますので、地域でトラブルがありましたら対応をお願いします。以上報告させていただきます。

会長

貸す方も借りる方もともにお話をいただき、よりよくなるよう我々も進めていきたいと思えます。また、そういうことがあったということを事務局も認識をお願いしたいと思います。他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地改良届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地改良届について

番号1 申請地：井上字小原 41㎡

地 目：畑1筆

改良目的：耕作利便のため

工事内容：良質花崗土による盛土、締固め

番号1について説明します。

申請地は、以前農地造成ということで、一時転用が出された農地の隣接地です。このたび、一時

転用の造成にあわせて、申請人があわせて造成してほしいと要望があったため、改良届が出されたものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

12番委員

面積が41㎡なんですが、隣接農地も一緒にするということですか。それとも単独ですか。単独ですというのであれば理解に苦しみます。

事務局

隣接農地とあわせて、隣接農地を工事する際にあわせて、この農地も改良するということです。その結果、隣接農地とあわせて使い勝手がよくなるという計画と聞いております。

12番委員

隣接農地の面積がかなりあると思いますが、今までも農地改良届は単独の場合、40や50㎡では、過去聞いたのは100や200㎡以上の時には農地改良届が出されている実績があると思いますが、今回隣接農地はかなりあるのですか。

事務局

隣接農地が3,300㎡ほどあります。一番高いところで1.6m、低いところで1.2mの盛土の計画と思われます。

12番委員

その場合、1.6mの盛土、締固めをやっていくということですが、1.6mの盛土をいっぺんに転圧するのはできないです。小刻みにしていかないと崩土が起きる場合がありますから、そのあたりは、隣接農地に迷惑が掛からないような工法を取るよう指導してください。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで終わります。続きまして、報告案件、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：氷上字長楽寺 710 m<sup>2</sup>  
地目：畑2筆  
解約日：平成30年8月8日  
解約理由：労力不足

番号1について、残存小作であり、労力不足のため解約します。解約後につきましては、新たな貸し借りについての提案をしております。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第3号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：池戸 3, 155 m<sup>2</sup>  
地目：田4筆  
解約日：平成30年8月1日  
解約理由：借り手の変更

番号2 申請地：池戸 2, 082 m<sup>2</sup>  
地目：田3筆  
解約日：平成30年8月1日  
解約理由：借り手の変更

番号3 申請地：下高岡 6, 382 m<sup>2</sup>  
地目：田23筆  
解約日：平成30年8月1日  
解約理由：借り手の変更

番号4 申請地：井上 3, 181 m<sup>2</sup>  
地目：田2筆  
解約日：平成30年7月30日  
解約理由：借り手の変更

番号5 申請地：井上 3, 271 m<sup>2</sup>  
地目：田1筆  
解約日：平成30年7月30日  
解約理由：借り手の変更

番号6 申請地：井戸 768 m<sup>2</sup>  
地目：田1筆  
解約日：平成30年7月31日  
解約理由：転用のため

番号1から3について、現借り人から借り人の子への借り換えの変更のため、解約するものです。  
番号4、5について、借り手の変更のため解約するものです。  
番号6について、議案第3号の番号12にあります、転用のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

18番委員

番号4、5についてですが、これ2つあわせて6反、また、これとは別に自作している農地2反を合わせて8反が、次の借り手変更のため解約します。次の借り手というのが、電力会社の出資で子会社を作って、いちごをする予定となっています。10月か11月に新規で出て来ると思います。農業法人でなく、一般法人で、解約条件付きということで参入準備をしているところです。

12番委員

番号1から3についてですが、議案6号の番号6と7で借り手の変更をしていますが、期間が3か月と4か月になっていますが、どういうことですか。

事務局

解約前に行っていた当初の計画の終了時期を活かしているため、その残存期間での契約となっているため、期間が短くなっています。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。



(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

これまで、香川県が行っていた認定就農者制度については、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、三木町が認定することになり、これに合わせて平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領の制定を行っております、なお、今回につきましては、7月23日に1件の青年等就農計画の変更認定申請がありましたので、同要領第5条第1項に基づく認定審査を今回の定例会におきまして、お願いするものです。また、同要領第5条第4項に基づく、香川県東讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合については、既にご意見をいただいております。どうぞよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

6番委員

今回計画変更ということですが、最初に暖房機、加温機は入れてなかったのですか。

事務局

研修先で特にそれがなくてもいけるというふうに習って、実際に収量の方も町内では2番目ぐらいにあげているのかなと、だいたい7トンぐらいの収量はあげておまして、問題がないのかなと思っていましたが、加温機等があればもっと収量があったのではないかと、ただ実際7トン取れて、更に増したところで8トンで限界かなという話もあるので、どこまで設備投資するのかという話があるんですけども。今建てである13.5aのハウスに増設という形で12.3a今年増設します。今後大雪等異常気象も増えてくる可能性もあるので、この機会に導入したいということです。収量アップだけが目的ではなく、雪が降った時のどうしようもない状況を何とかするために、設備投資をしたいということです。

6番委員

加温機を入れなければ収量は取れないし、また、CO<sub>2</sub>も入れなかったら大きくなりませんからね、この現状の生産量では。

事務局

現状は就農した最初の年になりますので、11月から12月分になっています。今は1月からなので、十分取れております。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、青年等就農計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成30年6月11日に認定申請1経営体の方と農業経営改善計画作成相談会を実施しました。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成35年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。これにより、本町全体の認定農業者数は82経営体となる見込みです。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

6番委員

中古ハウスを購入して、いちごを作るということですが、こういう場合、資金は自己での借受しか方法がないのですか。

事務局

公庫から借り入れをして、まず最初の運転資金と土地の購入資金といったものに充てていくと聞いております。今のところは、何か補助事業を使って大きく設備投資をしようというのではなくて、今までも優良ないちごが取れるハウスだったそうなので、今後もそれを維持していくためには、最初に少し手は入れるけれども、そこからしばらくはいじらないと聞いております。

#### 6 番委員

こういう場合はやはり、1年間はよそで研修等を行って新規就農するのが一般的だと思いますが、年齢が35歳だから補助的要素がないのですか。

#### 事務局

新規就農者としてするのであれば、どこかで研修を受けてそこで技術等を学んでいただいて、それからでないと、公庫や国、県の事業は乗れないと、それも勧めましたが、本人としては、ハウスが空いたので、1年空けるのではなくすぐにかかりたいと。ただ、今現在9月まではお勤めもありますので、その間でどこかに研修に行くというのは難しいので、これで行きたいという希望がありました。

#### 6 番委員

この方のおかげで三木町のいちごの売り上げは伸びましたからね。

#### 事務局

そうですね、半分ぐらいを契約販売に近いような形で単価を上げていったと聞いておりますし、細かい注文にも応えていったとも聞いております。今後いちご単価が平均1,650円/kgぐらいいさぬき姫はあったかと思いますが、これ非常に高い単価でして、1,200円、1,300円ぐらいいでもというところを、そこまでkg単価を上げておりますので、みなさん非常に助かっておると、その方が就農することでその影響が他の方にでないのかということも非常に危惧して、相談をしております。

#### 6 番委員

まあ、次の担当者が大変だとは思いますがね。本人にも頑張ってもらわないとね。

#### 会長

他に何かありませんか。

#### 委員一同

(無し)

#### 会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

みなさんに1つお断りをしないといけないことがございます。今日の議案第1号3条許可申請の番号2につきまして、書類の不手際がございまして、不許可といたしました。これに関連したものが、議案第6号農用地利用集積計画の番号9ですが、これは3条申請が却下となり、下限面積要件を満たさなくなりますので、この番号9もあわせて却下になります。先程は何も言わず承認をいただいたんですが、この番号9は却下とさせていただきます。

他に何かありませんか。

12番委員

その他になりますが、大規模農地の転用の場合にはということで、面積2,000㎡以上の場合、隣接者の同意があるということですが、隣接同意を得られていない場合、受付できないということは可能でしょうか。隣接同意が得られていないということで書類不備になりますか。

事務局

2,000㎡以上の隣接同意は、法的根拠のないものです。ですが、問題が生じた後でいろいろ協議をしても遅いので、あらかじめ周囲の理解を得られているという、後々問題がないようにと便宜上のもので理解しております。ということで、受付自体を、同意が得られていないからといって、受け付けないということは、できない状況かと思えます。

12番委員

農地法上では規定がないということですね。ただ、県の指導では同意はありますよという程度の話だと思いますが、同意が得られていなくても、委員会に諮らないといけないということになるのですか。

事務局

基本的には、受理をして、隣接同意が取れませんでしたという状態で、県に進達するということになるかと思えます。県からは、同意がなくても受付をして進達をするよう指導されております。また、事務局として提出するといわれたものに対しては、受付せざるを得ないんですが、その前段階で、業者に隣接同意が取れていませんが、取れるように努めて、取れてから提出してくださいと、お願いをするような形で指導する分には構わないと思っております。農業委員も指導する立場にありますので、地元調整を図ってもらうよう指導をする分には、構わないと思えます。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年9月 日

会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_